

第11節 政策評価の取り組み

1. 標準的ガイドラインに基づく政策評価の取り組み

政策評価制度は、平成13年1月の中央省庁等改革に合わせて導入され、各府省は、「政策評価に関する標準的ガイドライン（13年1月政策評価各府省連絡会議了承）」に基づき政策評価を実施することとなった。金融庁においては、ガイドラインに基づき、金融庁における政策評価の目的、体制、方式等の基本的事項について規定した「金融庁における政策評価の実施要領（13年訓令第33号）」を13年3月に策定している。

13事務年度においては、ガイドラインに基づき、政策評価の計画的な推進を図るため、「平成13事務年度の政策評価の運営方針」（計画期間13年7月～14年6月）を13年10月31日に策定、公表している。運営方針では、13事務年度の政策評価の対象として、金融庁の主要な政策（26政策）について実績評価の方式で行うこととしている。

2. 行政機関が行う政策の評価に関する法律に基づく政策評価の取り組み

行政機関が行う政策の評価に関する法律（13年法律第86号）が、14年4月1日より施行されたことに伴い、各府省は、政策評価の計画的かつ着実な推進を図るため、各府省が実施する政策評価の実施方針や実施体制等について定めた「政策評価の基本計画」及び各府省が毎年度に実施する政策評価の具体的な内容について定めた「事後評価の実施計画」を定め、それに基づき政策評価を実施することが義務づけられた。

金融庁においては、基本計画については、前述の金融庁における政策評価の実施要領を法に基づき拡充を図り、14年4月1日に「金融庁における政策評価に関する基本計画（14年訓令第5号）」を策定、公表している。

また、実施計画については、平成13事務年度の政策評価の運営方針に基づき現在進めている政策評価を継続することとして、14年4月1日に「事後評価の実施計画」（計画期間14年4～6月）を策定、公表している。（資料2-11-1参照）

※ 金融庁における政策評価に関する基本計画、事後評価の実施計画の評価対象政策の詳細については、金融庁のホームページ（政策評価コーナー）参照。